

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	12-1
処分の種類	県肉用子牛価格安定基金協会の指定の解除			
根拠法令条例等・条項	肉用子牛生産安定等特別措置法第9条			
処分の概要	指定協会が指定要件に該当しなくなった場合、又は業務規程に違反した場合等の指定の解除			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】肉用子牛生産安定等特別措置法第9条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく指定の要件に適合しなくなった場合</li> <li>2 業務規程に違反して生産者補給金交付業務を行った場合</li> <li>3 正当な理由なく肉用子牛生産者との交付契約の締結を拒んだ場合</li> <li>4 知事の承認を受けず業務規程を変更した場合</li> </ol>			
基準の制定根拠	—			